

平成二十一年七月一日提出  
質問第六二七号

政府による我が国の領海幅設定と一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持  
ち込み密約」との関連性等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

政府による我が国の領海幅設定と一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持

ち込み密約」との関連性等に関する再質問主意書

本年六月二十二日付の共同通信社による配信記事を受けた新聞報道によると、宗谷、津軽、大隅、対馬海峡東水道、同西水道の五海峡に関し、政府が領海法で可能とされている十二海里の領海幅ではなく、それらを「特別海域」として三海里の領海幅に据え置いているのは、十二海里の領海幅の設定により公海部分が消滅する海峡ができた場合、米軍の核搭載艦船が我が国の領海を通ることとなってしまうことを避けるためであつたとのことである。更に、右の政府の領海幅設定には、一九六〇年の日米安全保障条約改定時に核兵器を搭載した米軍の艦船や航空機が我が国に立ち寄ることを黙認するとしていたいわゆる核持ち込み密約（以下、「密約」という。）が背景にあると、二名の外務省事務次官経験者が共同通信社に対して語つたとのことである。右の報道と「前回答弁書」（内閣衆質一七一第五八〇号）を踏まえ、再質問する。

一 本年六月二十九日付の毎日新聞一面の、村田良平元外務省事務次官が「密約」について述べた記事（以下、「毎日記事」という。）に、

「また、七七年制定の領海法で宗谷、津軽、対馬など五海峡の領海の幅を三カイリと規定したことに

ついで、村田氏は『(国連海洋法条約で認められている)十二カイリまで広げればいいものを広げている。おかしいと思っていたけど、直接関係していなかったから黙っていた』と指摘。米艦船が五海峡を通過しても『核持ち込み』とならないよう、あえて領海の幅を狭める意図が外務省にあったことを明らかにした。」

との記述があるが、右を外務省は読み、承知しているか。

二 前回質問主意書で、政府が前文で挙げた五海峡を「特別海域」とし、その領海幅を領海法で可能とされている十二海里ではなく三海里としているのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡の五つに係る領海の幅を三海里としているのは、海洋国家及び先進工業国として、国際交通の要衝たる海峡における商船、大型タンカー等の自由な航行を保障することが総合的国益の観点から不可欠であることを踏まえたものである。」との答弁がなされているが、右答弁にある理由の他に、政府が前文で挙げた五海峡を「特別海域」とし、その領海幅を領海法で可能とされている十二海里ではなく三海里としている理由はあるか。

三 外務省として、一の「毎日記事」の内容及び村田元次官の発言は、事実を反映している、または、ウソ

の内容を述べているのどちらであると認識しているか。  
右質問する。